

生徒心得

1 規律・言動・交友

- (1) 学校の種々の規則は、生徒ひとりひとりが、その力をどこまでも伸ばそうとし、その中から校訓「強く、正しく、明るく」にふさわしい校風を創り育てていく上で欠くことのできないものである。北千里高校生としての自覚と責任において守らなければならない。
- (2) 生徒証明書は通学途上でも校内でも常に携帯し、求めに応じて提示しなければならない。
- (3) 言語・態度は社会生活の基本である。生徒間では正しい言動をもって互いに敬愛の念を持ちあうようにつとめるとともに職員や外来者に対しては礼儀正しい態度で接し、他を傷つけるような言動はとらないように心がけること。
- (4) 友人から受ける影響の極めて大なることを考え、健全な交友関係を育てなければならない。

2 通学

- (1) 通学に際しては交通規則を必ず守ること。
- (2) 自転車通学については別に定める。

3 校内生活

- (1) 予鈴 8:30 までに登校し、登校後は外出しないこと。やむを得ずその必要があるときは担任に届け出て許可をうけること。
- (2) 下校時刻は平日 17:00 とする。それ以後やむを得ず学校にとどまるときは付き添いの教員に届け出て許可をうけること。
- (3) 休日、祝日の登校は原則として禁止する。(長期休業期間中の登校については別に定める。)
- (4) 校舎・校具等の公共物を大切に扱い、その使用に留意し、故意に破損してはならない。
- (5) 校舎・校具等を誤って破損した場合は担任を通じて事務室に届け出て指示に従うこと。また、その状況によっては弁償しなければならない。
- (6) 校舎・校具等を使用するときは予め使用願を出し、学校の許可をうけること。
- (7) 金品を紛失(盗難を含む)、拾得したときは直ちに係の先生に届けること。

4 授業

- (1) 授業はやむを得ぬ事由による以外はみだりに欠課してはいけない。
- (2) 授業開始の合図までに着席し、授業を受ける態度で待つこと。
- (3) 授業の前後は担当の先生と礼をかわすこと。
- (4) 自習があった際は、課題等があるので代表委員は教務の指示をうけること。
- (5) 欠席する場合はすみやかに学校に連絡すること。
- (6) 欠席、遅刻、早退には所定の手続きをとること。
 - ①欠席した場合には後日、すみやかに所定の様式により欠席届を担任に届け出ること。
 - ②遅刻、早退が事前にわかっている場合は保護者から担任に届け出ること。
 - ③登校後体調不良のため早退する場合は担任に早退届を提出のこと。
- (7) 受験・部活等で休む場合は、前日までにそれぞれ「受験届」「公欠届」を関係の先生の承認を所定の用紙で得て、教務部に届け出ること。

5 校外生活

- (1) 旅客運賃割引証(学割)の発行を希望する者は、旅行届と交付願に所定の印をうけて事務室に申し込むこと。
- (2) アルバイトについて
 - ① アルバイトは、行わないことを原則とするが、事情により希望する場合は、保護者の承認の上で学校に届け出ること。
 - ② 次のような内容のものはいかなる場合も禁止する。
 - ア 深夜に及ぶ業務
 - イ 健康を損なう恐れのある業務
 - ウ 学生として出入りすることが好ましくない業務

6 禁止事項

- (1) 如何なる場所においても喫煙・飲酒・薬物乱用をしてはいけない。
- (2) 如何なる場合においても暴力行為や他人に迷惑をかける行為を行ってはならない。
- (3) 自動車・自動二輪車・原付自転車によって通学してはならない。(やむを得ない場合での保護者の送迎を除く)
- (4) 考査中および小テストの不正行為は厳禁する。上記の禁止事項に違反した者および学校の指導に反する者は、特別な指導を行う。(※考査中 および小テストの不正行為については、当該教科のテストの点数は0点とする。)

7 特別指導

重大な問題行為があった場合、特別指導の内容を検討する。特別指導は、校長が決定し原則として保護者・生徒本人に対しその指導内容を申し渡す。

8 その他

- (1) 校舎における掲示、出版物の配布、頒布、物品売買、集会等については必ず事前に生徒部に届け出て関係の先生の指導を受けること。
- (2) ロッカーの整理、整頓を心がけること。また、ロッカーには鍵をかけ、鍵は各自で厳重に保管のこと。所持品は、はっきり記名のこと。
- (3) 学校生活に不必要な物は学校内に持ち込まないこと。貴重品や高価な物を持参した場合は、身に付けておくか、必ずロッカーで管理すること。

人権を尊重し、いじめや差別のない学校や人間関係をつくろう

学校は、自らを成長させる場所です。いじめや差別は君たちの成長につながりません。人権侵害のない豊かな人間関係をつくりましょう。最近、インターネットやスマホ・ケータイ電話の SNS を利用したいじめ

や人権侵害が起こっています。このようなサイトへの書き込みや画像・動画を投稿したりするのは、絶対にやめてください。またもし見つけたら学校に相談してください。

服 装 規 定

1 制服

学校生活において特別に指示がある場合を除き制服を着用すること。始業式、終業式を含む式典等には上着を着用(指示がある場合はこの限りではない)し、リボンについても着用すること。また、学校指定のポロシャツについては、始業式・終業式を含む式典等に着用してはならない。

(1) 男子制服

冬服・・・校章バッジは左えりにつける。

黒無地詰襟5つボタン、袖口2つボタンの上衣、黒無地ズボン。

白カッターシャツ(校章入り)、セーター・カーディガン・ベスト(学校指定)。

夏服・・・上着なし、白カッターシャツ(校章入り)、または学校指定のポロシャツ、黒無地ズボン。

(2) 女子制服

冬服・・・校章バッジは左えりにつける。

紺の学校指定のデザインの着、スカートまたはスラックス、リボン。

白カッターシャツ(校章入り)、セーター・カーディガン・ベスト(学校指定)。

夏服・・・上着なし、白カッターシャツ(校章入り、リボン着用のこと)、または学校指定のポロシャツ。

スカートおよびスラックスは冬服と同様の指定デザイン。

※個人の体調等に合わせ、冬服・夏服のどちらを着用してもよい。

※白カッターシャツについては、校章入りを正式とするが、冬服の場合は市販の白カッターシャツの着用を認める。

2 防寒着(コート、マフラー類)

(1) 冬季、詰襟(男子)・ブレザー(女子)を着用しても寒い場合は、通学時のみ防寒着の着用を認める。

(2) 防寒着は、華美にならないように、高校生として好ましいものであること。

(3) 女子のストッキングは、茶系統、グレー、黒とする。

3 頭髪等

(1) 常に清楚で気品あるよう心がけること。

(2) 頭髪を染めたり、パーマをあてたりしないこと。

(3) ネックレス・ピアス・指輪等の装飾品は、身につけないこと。

4 はきもの

(1) 通学ぐつ・・・特に指定はしないが、体育くつと兼用できる丈夫な靴が望ましい。

サンダル・スリッパ等での登校は認めない。

(2) 上ばき・・・校舎内では本校指定の上ばきを使用し、必ず所定の場所に名前(姓)を記入する。

5 体育の服装

本校指定のものを使用する。

6 異装届

制服等を着用できない事由が生じたとき(負傷等で)は、担任を通じて異装届を生徒部へ提出のこと。

北千里高等学校 制服図

(女子制服図)

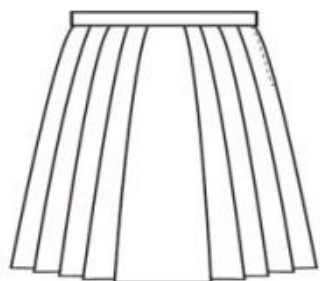


左襟に校章を
必ずつける

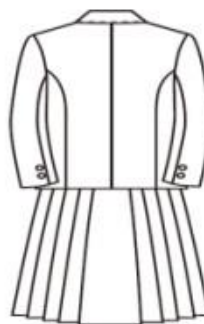
- ・テーラー襟・2つボタン
- ・袖 2 つボタン (指定のもの)
- ・襟ポケット左右ステッチ



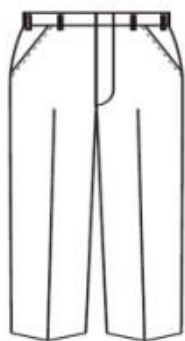
- ・センタースリット (標準 16cm)



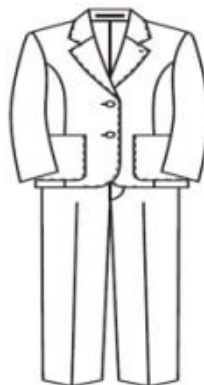
- ・ベルト巾 3cm
- ・ヒダ前後左右4本 (計 16 本)
- ・丈は膝がかくれる程度



- ・着丈 (ウエスト丈+20cm) 程度
(57cm ~ 60cm)



- ・裾 SW (シングルダブル
どちらでもよい)



(男子制服図)



- ・カラー高さ標準 4cm とする。(ハード・ソフトいずれのタイプでも良い)
- ・前 5 つ、袖 2 つ指定ボタン使用
- ・右左雨ブタ付ポケット左胸キリポケット



- ・上着丈は市販詰えり標準学生服サイズとする(総丈の 1/2 を標準とする)



- ・モモ巾市販学生ズボン標準既製品サイズとする
- ・裾巾 (21~23cm 標準)
- ・裾 SW (シングル・ダブルどちらでも良い)

通学者に対する注意事項

- (ア) 通常時、自宅より本校までの自転車通学者のみを対象として許可し、登録制とする。
- (イ) 自転車通学を希望する生徒は、所定の「自転車通学許可願」を担任を通じて生徒部に提出し、許可を得なければならない。
- (ウ) 自転車通学の許可を受けた生徒は、登録証を自転車後部の見やすい箇所(泥よけ上部)に貼付すること。
- (エ) 年度途中に、通学方法の変更を希望するものは、所定の「通学経路変更届」を添えてすみやかに手続きをとるものとする。
- (オ) 自転車は定められた場所に整頓して置き、必ず施錠しておくこと。
- (カ) 自転車通学者の心得としては、常に安全 走行を心がけ二人乗り、信号無視等、交通 規則を犯すことのないようにする。なお、重大な違反があった場合は、自転車通学許可を取り消すことがある。
- (キ) 自転車通学の許可を受けている者で、電車通学等への変更を希望する者は、所定の「通学経路変更届」を添えてすみやかに生徒部まで届け出ること。
- (ク) 自転車通学については保険の加入が義務付けられています。本校では相手への賠償については PTA で全員加入していますが、補償内容が限られているので他の保険への加入をすすめます。